

新潟市職員の分限及び懲戒に関する審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年 3月31日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第4号

新潟市職員の分限及び懲戒に関する審査会規程の一部を改正する規程

新潟市職員の分限及び懲戒に関する審査会規程（昭和36年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第1項第3号」を「第28条第1項」に改める。

第3条中「委員会」を「審査会」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4） 市民病院事務局長

第3条第6号及び第7号を次のように改める。

（6） 水道局総務部長

（7） 教育次長

第9条中「この規則」を「この規程」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。